

株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするための上場制度等の整備について

平成17年 6月30日

株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

株式分割に係る現行実務においては、株主の確定や株券の準備等に時間を要することから、株式分割に係る基準日から新株券の交付までに50日程度を要しています。このため、新株券が交付されるまでの間、投資者は新株券を売却できず、流通市場において需給の不均衡が生じて株価の大きな変動を招く事例が見受けられます。

株式会社証券保管振替機構では、この問題を解消するため、関係者と協議の上、株式分割に係る基準日の翌日に新株券が預託されたものとみなして預託株券の残高を増加させること（みなし預託）により、当該基準日の翌日から新株券を旧株券と同様に決済物件として利用することができる対応を来年1月から実施することとしています。これにより、証券保管振替制度を利用する投資者は、速やかに新株券を売却することが可能となり、上述のような株式分割に伴う需給不均衡の発生を避けることができるようになります。

ただし、この対応は、上場会社が株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とすることを前提としており、上場会社が従来どおりの対応（現行の上場会社の実務においては、新株券の交付日を効力発生日としています。）を継続した場合、依然として現行同様の実務日程により株式分割が行われることとなります。このような対応の余地を残すこととなれば、各上場会社の判断により取扱いの異なる株式分割が併存することとなり、証券会社や名義書換代理人等における事務作業が極めて煩雑となることに加え、投資者の混乱を招くことも懸念されます。

そこで、株式分割実施時の株券の円滑な流通と公正な価格形成の確保の観点から、株式分割に係る基準日の翌日を株式分割の効力発生日とするよう上場会社に義務付けるなど上場制度の整備を行うこととします。

また、株式分割に係る新株式の効力発生日までに要する期間が短縮されることで、新株式の効力発生までの価格変動リスクのヘッジ手段としての発行日取引の必要性が低下することから、株式分割により発行される新株券の発行日取引を廃止することとします。

概要

項目	内容	備考
1. 株式分割の効力発生日	・ 上場会社が株式分割を行う場合は、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日として定めるものとします。	・ 商法上、株式分割の効力発生日は取締役会で定めることができることとされています。
2. 停止条件付株式分割の基準日	・ 授権株式数の増加に係る定款変更が株主総会で決議されることを条件として株式分割を行う場合は、当該決議を行う日から起算して5日目（休業日は除外する）の日以後に当該株式分割に係る基準日を設定するものとします。	・ 株式分割が行われるかどうか確定していない状態で権利落日を迎えることを避けるため。 ・ 商法上、株式分割に伴う授権株式数増加に係る定款変更に関し、原則として取締役会で決定できることとされていますが、種類株を発行している場合には株主総会の特別決議が必要となります。
3. 株式分割により発行される新株券の発行日取引の廃止	・ 株式分割により発行される新株券の発行日取引を廃止します。	・ 株主割当又は公募により発行される新株券の発行日取引については、現行どおり取り扱うこととします。

実施時期

株式会社証券保管振替機構における株式分割の効力発生日の早期化への対応に合わせ、平成18年1月4日以後の日を基準日とする株式分割から実施します。

以上